

守谷市スポーツ協会 売店出店者募集要領

1 目的

この要領は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「協会」という。）が開催する事業等における売店出店者の募集に関し、守谷市スポーツ協会売店出店者募集要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

設置場所及び期間は、各事業において協会が決定するものとする。

3 設置期間及び出店期間

売店の設置期間及び出店期間は、各事業における競技の開始日から最終日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、協会は、実情に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

1店舗当たり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）を基準とする。
その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備すること。なお、会長の許可を受けて火気を使用する出店者については、区画内に必ず消火器を設置すること。

6 出店料

（1）要項7（1）に規定する出店料は次の表に定めるとおりとする。

出店区分	規模	出店料
守谷市内業者	1ブース（1張）	0円/日
上記以外の業者	1ブース（1張）	5,000円/日

※ キッチンカーについては、1台を1ブースとする。

（2）上記（1）にかかわらず、次のアからエのいずれかに該当する者は出店料を免除することができる。なお、出店料の免除を希望する者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、協会の承認を得ること。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 災害支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ ア～ウに掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるもの

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 郷土物産品
- (3) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づき適正な表示がなされているもの。
 - イ 現地調理品
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。
- (4) 宅配便
- (5) 災害支援特産品
災害被災地を支援するために販売する特産品等。ただし、(3)の条件を満たすものであること。
- (6) その他協会が特に必要と認めたもの

8 出店者の選定

出店者の選定については要項 13 に規定するとおりとする。

9 申請方法

出店希望者は、協会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「出店従業員名簿及び搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、提出すること。

10 提出及び問合せ先

〒302-0198

守谷市大柏 950 番地の 1 (守谷市教育委員会生涯学習課内 2 階)

一般社団法人 守谷市スポーツ協会事務局

TEL : 0297-21-2686 FAX : 0297-45-5703

mail : sports@city.moriya.ibaraki.jp